

# 改正健康増進法の概要について

施設の類型		喫煙ルール	施行時期
第一種施設	学校、病院、児童福祉施設等、行政機関の庁舎、旅客運送事業自動車・航空機	原則敷地内禁煙 屋外で必要な措置が取られた喫煙所は設置可	2019年 7月1日
第二種施設	第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設 (事務所・工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道、国会・裁判所等)	原則屋内禁煙 ・必要な措置が取られた、喫煙専用室(飲食不可)は設置可 ・経過措置として、必要な措置が取られた、加熱式たばこ専用煙室(飲食可)は設置可	2020年 4月1日
	飲食店	経過措置として、以下の全条件を満たす飲食店は喫煙可(既存特定飲食提供施設) ①資本金5,000万円以下※ ②客席面積100㎡以下 ③既存の飲食提供施設 ※資本金5,000万円以下であっても、条件を満たさない場合あり	
喫煙目的施設	喫煙を主目的とする施設 ・喫煙を主目的とするバー・スナック等 ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 ・公衆喫煙所	喫煙可	2020年 4月1日

※20歳未満のものを喫煙可能なエリアに立ち入らせてはならない

※禁煙以外の場合は、標識の掲示義務有り

※経過措置の期間は、別に法律で定める日までの間

## 特定屋外喫煙所について

第一種施設は、屋外で必要な措置が取られた喫煙所は設置可（特定屋外喫煙場所）

### 必要な措置の概要（政省令より）

#### 2 特定屋外喫煙場所（新法第 28 条第 13 号関係）

(1) 新法第 28 条第 13 号に規定する特定屋外喫煙場所は、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものであるところ、当該措置とは、以下のものであること。（新規則第 15 条関係）

① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。

「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があり、例えばパーテーション等による区画が考えられる。

② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識である必要があり、標識例（別添 3）をお示ししているので御活用いただきたい。

③ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所をいう。

(2) 特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましい。

(3) 第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること。

(1)以下の措置が取られた場所であること

①喫煙場所の区画

②標識の掲示

③施設利用者が立ち入らない場所への設置

※喫煙のために立ち入る以外に利用されない場所